

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 4 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	トク化エリカウトウホウソウサカイ			
法人名	特定非営利活動法人さかえ会			
法人所在地	〒535-0022	大阪府大阪市旭区新森4-9-8		
フリガナ	キシモトダイ			
書類作成担当者	岸本 大三郎			
連絡先	電話番号	06-4254-5151	FAX番号	06-4254-5153
	E-mail	kishimotoai@yahoo.co.jp		

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 4 年度処遇改善加算の見込額		24,573,204 円
④ 賃金改善の見込額(i-a)	(右欄の額は左欄の額を上回る)	
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の総額)		153,016,553 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)		116,640,951 円
ア) 前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額		147,442,805 円
イ) 前年度の処遇改善加算の総額		23,986,466 円
ウ) 前年度の特定加算の総額(その他の職種(C)に支給された額を除く)		6,409,112 円
エ) 前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額		7,964,828 円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 4 年 4 月 ~	令和 5 年 3 月

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分	※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり	
② 処遇改善加算の取得状況		
③ 特定加算の算定対象月		
④ 令和 4 年度特定加算の見込額(e)		6,815,832 円
⑤ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は左欄の額を上回る)	
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)		123,765,751 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)		116,640,951 円
ア) 前年度の賃金の総額		147,442,805 円
イ) 前年度の処遇改善加算の総額		23,986,466 円
ウ) 前年度の特定加算の総額		6,409,112 円
エ) 前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額		7,964,828 円

⑥ 平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)	42,895,173 円	115,571,745 円	
ii) 前年度の常勤換算職員数	108.0 人	386.8 人	
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数	9.0 人	32.2 人	
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(ホ)(ロ)	397,178 円	298,820 円	
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)【(ホ)(ロ)】	28,000 円	10,606 円	
	( 7,125,377 円 )	( 3,024,000 円 )	( 4,101,377 円 )

⑦ 賃金改善実施期間	令和 4 年 4 月 ~	令和 5 年 3 月 ( 12 か月 )
------------	--------------	----------------------

(4) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介護職員処遇改善加算

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容) ○福祉・介護職員の基本給の引き上げ(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) ※平成21年10月から処遇改善加算を取得しており、より上位区分の加算を取得した割増に増額した分等も含む。 【基本給】 月給: 600~2,000円の増額 時間給: 5.0~10.0%の増額 【手 当】 これまで泊り介護手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当などを新設して賃金改善状況を正確に把握できるようにしている。 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 21 年 10 月 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定				

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

経験・技能のある障害福祉人材の考え方	○次の条件のいずれが満たす職員を「経験・技能のある障害福祉人材」とし、具体的な支給額は人事課を踏まえて決定 ①サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、心理指導担当職員として勤続10年以上の者 ②福祉・介護職員(直接処遇職員)のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を有する者で勤続10年以上の者 ③臨床行動障害支援者養成研修を修了した者で勤続10年以上の者(職員分類の変更特例を適用) ※勤続年数については、系列法人、他法人における実務経験を含める。				
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の障害福祉人材 <input type="checkbox"/> (C)その他の職種 (A)にチェック(✓)がなしの場合その理由				
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容) ○特定処遇改善加算の新設(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 特定処遇改善加算の額を次のとおりとする。 経験・技能のある障害福祉人材 月額 12,000~30,000円 他の障害福祉人材 月額 640~30,000円 その他の職種 月額 0円 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 元 年 10 月 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定				

2022年4月1日

さかえ会(清明大ヘルプサービス、旭東グループホーム、フオーワーク) 職員の皆様

この書類は政府の「処遇改善制度」による加算金額を大阪市に申請するための書類です。「処遇改善制度」は皆さんの給与、賞与、手当などの収入を増やすためにのみ使える法人への加算金です。平成21年を基準として、これに比べ基本給や賞与を増額したり、手当の新設等によって給与支給額を増額するための原資としてこの介護給付費を使用しています。

2022年度の処遇改善加算の増額は年間約2,450万円(皆さんへの給与増額は約3,600万円)、特定処遇改善では年間約680万円(給与増額は約710万円)とほぼ2021年度並みの水準を見込んでいます。基本給、賞与の増額以外に手当として、「泊り④番手当」、「処遇改善手当」、「特定処遇改善手当」、「資格手当」、「熟練手当」、「指導育成手当」などにより支給されています。

(※) 先月(2022年度2月稼働分)から支給を開始した「処遇改善”特例手当”」は上記の手当とは別のものです。つまり4月稼働分からは、これまでの「処遇改善手当」及び「特定処遇改善手当」に加えて、政府の「臨時特例交付金」制度による「処遇改善”特例”手当」が合わせて支給されます。

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 4 年度)

1 基本情報<共通>

法人名	特定非営利活動法人 さかえ会			
法人所在地	〒 535-0022 大阪市旭区新森4丁目9番8号			
連絡先	電話番号	06-6954-3839	FAX番号	06-6954-0888
	E-mail	asahi03koga@yahoo.co.jp		

2 賃金改善計画について<共通>

(1) 介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり		
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月			
③ 令和 4 年度介護職員処遇改善加算の見込額	2,618,616	円	
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は④欄の額を上回ること)	2,628,449	円	
i) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)	14,232,121	円	
ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く【基準額】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ))	11,603,672	円	
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	15,024,626	円	
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	2,618,449	円	
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	802,505	円	
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	0	円	
⑤ 賃金改善実施期間	令和 4 年 6 月 ~ 令和 5 年 5 月		

(2) 介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分	※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり		
② 介護職員処遇改善加算の取得状況			
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の届出状況			
④ 特定加算の算定対象月			
⑤ 令和 4 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(e)	802,776	円	
⑥ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は⑥欄の額を上回ること)	812,505	円	
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	12,449,777	円	
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)	11,637,272	円	
(ア)前年度の賃金の総額	15,058,226	円	
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	2,618,449	円	
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額	802,505	円	
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	0	円	
⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	5,267,996	円	6,335,676
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	19.2	人	28.1
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	1.7	人	2.2
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金(月額【基準額3】(h)/(i))	274,375	円	225,469
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	1	人(見込)	
(月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者を)設定できない場合その理由	<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他( )		
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 4 年 6 月 ~ 令和 5 年 5 月 ( 12 か月 )		

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算

賃金改善を行う給与の種類	※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし		
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額)
	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他	
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容) ●処遇改善手当として、常勤職員は月額33,000円、非常勤職員(メンバー)は、勤務実績に対して1時間220円を4ヶ月毎に支給する。 ●資格・熟練手当は、資格及び経験年数に応じて、常勤職員及び非常勤職員(メンバー)に、前年度勤務実績を基準に支給する。 ●非常勤職員(メンバー)の研修手当は、1時間に対して500円増額して1,500円を支給する。 ●処遇改善加算額が賃金改善額より上回る場合は、一時金として支給する。 (上記取組の開始時期) 平成 29 年 4 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )		

ロ 介護職員等特定処遇改善加算

経験・技能のある介護職員の考え方	※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし		
	<input checked="" type="checkbox"/> ①介護職員として勤続10年以上	<input checked="" type="checkbox"/> ②介護福祉士の資格を有する者	
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 (B)他の介護職員 (C)その他の職種 <input checked="" type="checkbox"/> (A)にチェック(✓)がない場合その理由		
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)
	<input type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他	
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )		

具体的な取組内容	●経験・技能のある介護職員の基本給の引き上げを行う。 (引き上げ額は、資格、経験、技能、勤務実績等を考慮して各人ごとに決定) ●経験・技能のある介護職員に対して特定処遇改善手当を支給。 (引き上げ額は、資格、経験、技能、勤務実績等を考慮して各人ごとに決定) (上記取組の開始時期) 令和 1 年 12 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )
----------	--

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし  
 次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす。	加算 I・II の場合は必ず「該当」にチェック(✓) 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	<input checked="" type="checkbox"/>
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	<input checked="" type="checkbox"/>
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を文書で整備し、全ての介護職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/>

キャリアパス要件 II 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算 I・II の場合は必ず「該当」にチェック(✓) 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	<input checked="" type="checkbox"/>
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組内容について下記に記載すること <input checked="" type="checkbox"/> ① 研修計画に基づき研修を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> ② 介護職員の能力評価を行う。 ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組内容について下記に記載すること <input checked="" type="checkbox"/> ② 研修計画に基づき研修を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 介護職員の能力評価を行う。
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/>

キャリアパス要件 III 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算 I の場合は必ず「該当」にチェック(✓) 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	<input checked="" type="checkbox"/>
具体的な仕組みの内容(該当するものを全てにチェック(✓)すること)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 <input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	<input checked="" type="checkbox"/>

4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する臨床吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 <input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input checked="" type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等を担当する担当者)制度等導入 <input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じて勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の研修支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 <input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の削減 <input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含む)介護業務以外の業務の提供) <input type="checkbox"/> 業による役割分担の明確化 <input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・機頭の文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 <input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝辞等の情報を共有する機会の提供

令和4年5月1日  
 さかえ会(訪問介護事業所「旭陽」)職員の皆様  
 この「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」は、大阪市に申請した書類です。一読して内容をご確認いただくようお願いいたします。  
 「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算」は、介護事業者からの申請に基づき、介護職員の処遇改善に取り組み事業所に対して加算されます。  
 令和4年度の介護職員処遇改善加算の見込額は約261万円、介護職員等特定処遇改善加算の見込額は約80万円で、皆様への「給与」、「賞与」、「処遇改善手当」、「資格手当」、「熟練手当」、「特定処遇改善手当」、「一時金」等で加算額を上回る金額を支給致します。  
 ※ただし各金額については、介護実績、職員の増減により変動する場合があります。